



三重県カスタマーハラスメント実態アンケート調査にご協力ください

三重県では、実効性のあるカスタハラ防止対策の取組や条例制定等の検討を進めるため、アンケート調査を実施しています。当協会より、3月27日、E-mailにて「カスタマーハラスメントの防止にかかるWEBアンケート」を配信しておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。回答期限4月30日。

- 事業者向け調査（貴社の人事労務管理担当者から回答） <https://logoform.jp/form/8vMX/957160>
- 就業者向け調査（貴社に所属する就業者から個別に回答） <https://logoform.jp/form/8vMX/957159>
- 回答に必要な業種 I D K 6 8 7 0 4

住宅瑕疵担保履行法「令和7年3月31日基準日の届出手続きのお知らせ」

国土交通省

住宅瑕疵担保履行法では、年に1回の基準日（毎年3月31日）ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内に届出手続きを行うことが必要です。

1. 注意点

- ① 基準日前1年間に新築住宅の引き渡し実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件(戸)」である旨の届出が必要です。
- ② 届出を行わない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新たな新築住宅の売買・請負契約の締結が禁止され、監督処分や罰則が適用されることとなります。

2. 届出の時期について…年1回の基準日(3月31日)から3週間以内に届出必要

届出期間 令和7年4月1日～4月21日

3. 届出書類の様式について

国土交通省ホームページ「住まいのあんしん総合支援サイト」からダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocomer/index.html>

【問い合わせ先】 大臣免許宅建業者 中部地方整備局建政部建設産業課 TEL 052-687-8523
三重県知事免許宅建業者 三重県県土整備部建築開発課 TEL 059-224-2708

浸水警戒区域の指定について

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

浸水警戒区域は、条例第14条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますのでご注意ください。

浸水警戒区域 甲賀市水口町三本柳

➔ 詳しくは <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19549.html>

各種証明書等の手数料が変わります

法務省民事局

令和7年4月1日から不動産及び商業・法人登記、商業登記電子証明書の発行手数料が変わります。

➔ 詳しくは <https://www.zennichi.or.jp/wp-content/uploads/2025/02/46593903f0fe4f03c3fe768dedb25786.pdf>



「裁判例から学ぶ事業用不動産取引の注意点」研究報告を公表 《(公財)不動産流通推進センター

本調査研究では、事業用不動産の取引における紛争を未然に防止するため、過去に生じた紛争に係る裁判例を基に、取引時における注意事項をとりまとめとめています。

➔ 調査報告書リンク <https://www.retpc.jp/chosa/rr/>



書面電子・IT重説導入の解説動画をHPIに掲載 《(公財)不動産流通推進センター

昨年12月に国土交通省がとりまとめた「書面電子化・IT重説マニュアルハンディガイド」の解説動画(7分～10分)4本を掲載しましたので、スキマ時間を活用してご覧ください。➔ <https://www.retpc.jp/shien/dx-suishin/it>
<導入サポートツール>

- ・「重要事項説明等の電磁的方法による提供及びITを活用した重要事項説明実施マニュアル(R6.12月リニューアル版)」
- ・マニュアルの要点等をまとめたハンディガイド
- ・動画/オンライン取引の準備から実施まで(4編)
- ・書式「書面電子化実施のための事前承諾書」記載例
- ・関連リンク

「全日三重」は当県本部HPにも掲載していますのでご覧ください。